

	令和2年11月19日(木) 午前10時00分～午前11時15分
開催場所	下野市役所3階 302会議室
出席者	白石委員(委員長)、山田委員、浜野委員、北村委員、隅谷委員、中西委員、大平委員、神山委員、大山委員、松川委員、木村委員
欠席委員	津野田委員、本多委員(副委員長)、鈴木委員、生井委員
傍聴者	なし

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
 - (1) 第1回会議録の確認について
 - (2) 消費生活条例について
 - (3) 第三次下野市消費生活基本計画(素案)について
 - (4) その他
4. 閉会

○開会

(白石委員長) ○委員長あいさつ

第2回となり、実質的な審議を行う段階だと思われる。委員の皆さまの意見に基づき審議の方を進めさせていただきたい。今回も発言をよろしくお願ひしたい。

(事務局) 下野市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を、白石委員長に願ひする。

(白石委員長) 下野市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定に基づき、出席者11名で会議成立。

議事録署名人選任

名簿No.4番 北村委員、名簿No.6番 隅谷委員を選任

(事務局) 資料確認

議事1【第1回会議録の確認について】

(白石委員長) 議事1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 事前に配布し確認いただいた第1回会議録について、発言委員等の修正があったため、赤字修正したものを本日配布した。確認していただきこの内容で確定する。

会議終了後、前回指名した議事録署名人の山田委員、浜野委員、白井石委員長に署名をいただく。

議事2【消費生活条例について】

(白石委員長) 議事2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 消費生活条例について説明(資料1)。

(白石委員長) 栃木県内における市町の消費生活条例制定状況と計画の策定状況について、また条例制定に関する市の考えについて、事務局から説明いただいた。委員の皆さまからご質問やご意見をいただきたい。

(大平委員) 宇都宮市の条例では、第4章に調査・勧告等の内容が含まれているが、下野市の条例(案)にはそのような内容が含まれていない。県の条例にも含まれているからあえて入れていないものと思われるが、権限を入れていない理由は。

(事務局) 県の条例に含まれているため。

(大平委員) 実際に、他の市町で条例に権限が含まれていても、立入調査を行うことは難しいのか。

(事務局) 規模の大きな自治体では権限に基づき立入調査を行う可能性もあるが、体制が整っていないため難しいと思われる。宇都宮市は中核市のため条例に権限を入れていると考えられる。

(大平委員) 足利市でも条例に権限が含まれている。条例には立入調査の権限を入れるべきなのか。

(事務局) 条例で理念を定め、それに基づく実行性のある消費者生活基本計画を策定し、その中で具体的な施策をまとめていきたいと考えている。

- (白石委員長) 調査・勧告だけでなく、消費者保護に関する詳細な施策が条例(案)に含まれていない理由も同様か。
- (事務局) そのとおり。
- (白石委員長) 調査・勧告に関して、条例(案)の第19条(苦情等の処理)でカバーが可能か。
- (事務局) 勧告ほど強い権限は持たないがカバーは可能。
- (白石委員長) 宇都宮市ほど強制力を持たないかもしれないが、条例(案)第19条(苦情等の処理)第3項で対応を考えているということか。
- (事務局) 県等の関係機関と連携しながら対応していきたい。
- (中西委員) 消費者に何らかの不利益があった際、宇都宮市のような中核市では規模が大きいため組織で対応が可能だが、下野市の場合は国や県と連携し立入調査を行うため、条例にはそのような権限を含めなかったということによるのか。
- (事務局) そのとおり。
- (大平委員) 国や県と連携というのは条例(案)10条(国及び県との相互協力等)によるものか。
- (事務局) そのとおり。
- (市民生活部長) 勧告や指導に関して、現在の体制では権限を条例に盛り込むことが出来たとしても、センターの規模的に実施することが難しい。そのため、第二次下野市消費生活基本計画の策定時にもそのような条例制定には至らなかったという背景がある。
- (白石委員長) 具体的な施策を条例に取り入れてしまうと承認が難しいのか。
- (市民生活部長) 地方自治法において上位法にあたる県の条例から逸脱しない内容であれば問題はない。

議事3【第三次下野市消費生活基本計画（素案）について】

（白石委員長）

議事3について、事務局に説明をお願いします。

（事務局）

第三次下野市消費生活基本計画（素案）について説明（資料2）。

（白石委員長）

第三次下野市消費生活基本計画（1次素案）について、事務局から説明いただいた。重点項目と推進施策については、委員の皆さまからの意見を取り入れた上で、事務局から新たな項目の追加や変更があるのか。

（事務局）

取組内容に関しては庁内で調整中のため、次回の2次素案で示したい。

（白石委員長）

委員の皆さまからご質問やご意見をいただきたい。

（中西委員）

県の基本計画と大枠は基本的に同じだと思うが、下野市における今後の課題があるのではないか。施策に関しても、他の市町との違いはあるのか。住民の特性によって、市町ごとに注意すべき項目や取組方法の違いが生じると考えられる。

（事務局）

下野市独自の特徴や被害状況は特に見られないため、基本的に県の基本計画に沿って下野市の計画を作成していく。また、今後計画の中に具体的な施策を盛り込み、特徴を見つけていきたいと考えている。

（中西委員）

計画の中で具体化させていく部分があると思うが、今後情報インフラ等の変化の生じる項目があると思う。そういった点にも目を配りながら実行計画として作成していくということによろしいか。

（事務局）

そのとおり。

（白石委員長）

SDGsの他に、第二次下野市消費生活基本計画と比べ新たに追加したところはあるか。

（事務局）

追加というより構成を変えた。また、今回策定する計画は条例に基づいているため理念の部分が第二次計画とは異なる。

（白石委員長）

重点項目や施策に影響を及ぼす可能性はあるのか。

（事務局）

具体的な影響というよりは、SDGsのように既存の事業の中で新たな視点を示した形である。

(安全安心課長) 以前の計画では条例が制定されていなかったため、計画の根拠がなかった。そのため、今回策定する計画では明確な根拠を示すことが出来ると考えている。

(大平委員) 5年毎に計画を策定しているということだが、5年前と今では消費者を取り巻く環境が変化していると言える。今後、重点項目や推進施策を作成していく中で、消費者に対して注意すべき点を示唆するような内容にしていきたい。

(事務局) 今回の素案でも、消費者を取り巻く環境の変化という項目があるように5年前と比べその点が大きな変化だと思う。今後、変化を反映しながら重点項目や取組内容を作成していきたいと考えている。

(大平委員) 店舗に足を運び商品を見たり購入したりすることもあるが、インターネットで購入する機会が増加している。今後、インターネットに不慣れな高齢者が被害に遭う可能性が高まるため、こういった点に注意すべきか示唆する必要がある。詳細な部分は各担当課の取組内容の中で記載すべきだが、計画の中で頭出しすべきだと思う。

(白石委員長) 取組内容はある程度抽象的な表現でも、具体的な説明の部分で変化や注意すべき点を反映させていくということか。

(事務局) そのとおり。

(安全安心課長) 現在、現金支払いからキャッシュレスへと変化しており、支払いが済んでいないにもかかわらず支払ったような気持ちになり、金銭感覚が麻痺してしまう事例が増えている。

(大平委員) そのような新しい変化を計画の中で示していただきたい。

(中西委員) 各課で取組が必要なことに関して、各課が自主的に判断するというよりは指揮を執る担当が必要だと思うが、どのような仕組みになるのか。

(安全安心課長) 消費者行政に関しては、安全安心課が指揮を執らせていただく。

(大平委員) 計画の完成後、市民に対してどのように周知するのか。注意すべき点の要旨を作成するなど、興味を引くような構成にすべきではないか。

(事務局) 来年度、計画の冊子と概要版を作成し、ホームページに掲載させていただくほか、計画の内容を広報で紹介させていただく。また、概要版に関しては全戸配布をさせていただく予定である。

(白石委員長) 完全版はどこで閲覧可能か。

(事務局) 数に限りがあるため市役所や図書館で閲覧可能にするほか、ホームページに掲載させていただく。

(白石委員長) 概要版の中に完全版はどこで閲覧可能か記載するのか。

(事務局) そのとおり。

(隅谷委員) 高齢者サロンを回る機会がある。地域によって交通の利便性も関係し、買い物に対し不便さを感じている方々はあるが、インターネット利用やキャッシュレスで買い物をする高齢者はごく一部だと感じている。今はまだ変化の途中のため、特殊詐欺の注意喚起等の方が重要だと考える。電話での通販に関するトラブルを耳にすることがあり、多くの方がインターネットを利用し買い物をしているとは限らないと思う。

(中西委員) 消費者に不利益が起こらないよう啓発し、万一不利益が生じた際は消費生活センターに相談するよう広報等で周知する。しかし、相談員が3人では広報を徹底すると相談が増加し、対応が困難になってしまう可能性がある。そのため、バランスを考える必要があるのではないか。

(事務局) 第一に、下野市の消費生活センターで相談を受けるが、すでに予約が入っていて対応できない場合は県の消費生活センターに対応をお願いする。県でも対応が難しい際は国に繋ぐなど連携をとりながら対応している。

(白石委員長) 現在、対応できない場合もあるのか。

(事務局) 日によって予約がとれないということや突然の来所でお待ちいただくようなことはあるものの、予約や相談が難しいということはない。

(大平委員) 市や県や国で対応窓口があると思うが、相談者は相談内容に応じて相談先を選ぶことが可能か。下野市民は必ず下野市の消費生活センターで相談しなければいけないということではないと考えてよろしいか。

(事務局) そのとおり。

(隅谷委員) このあたりの地域では一時期、アポ電の被害が多くあった。消費生活センターに連絡した際、警察が直接受けたアポ電の被害情報は把握していないという答えだった。警察と消費生活センターでは情報の共有はされていないと感じた。

(事務局) 不審な電話があったという相談が市役所や消費生活センターに立て続けにあった際は、市役所から警察に連絡をし、情報共有を図っている。

(白石委員長) その他について、皆さまからご意見等はないか。
今後、2次素案が作られることになるため、皆さまからのご意見をお配りした封筒等を用いてお寄せいただきたい。
事務局から連絡すべきことはあるか。

(事務局) 次回の会議日程は12月10日を予定する。

以上で本日の議事は終了とする。

閉会